

令和4年度 さいたま市立小・中・特別支援学校 臨時的任用等教職員の登録について

1 職種等

- (1) 小・中学校教員、特別支援教育担当教員、養護教員、学校事務職員、学校栄養職員
- (2) 非常勤講師（短時間又は週1～3回）

2 任用形態等

- (1) 小・中学校教員、特別支援教育担当教員、養護教員、学校事務職員、学校栄養職員
〈欠員補充、産休代替、病休・休職代替、介護休代替、育休代替（任期付職員）等〉
- (2) 非常勤講師
〈初任研非常勤講師、免許外教科非常勤講師等〉

3 任用期間 【※任用形態により異なります。】

4 登録資格等

- (1) 全職種共通
 - ・ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- (2) 小・中学校教員、特別支援教育担当教員、養護教員、非常勤講師（次のア、イ両項を充たすこと）
 - ア 当該校種等の有効な教員免許状を所有している者若しくは取得見込みの者
 - イ 学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者
- (3) 学校栄養職員
 - ・ 管理栄養士登録証又は栄養士免許証を所有している者若しくは取得見込みの者

5 給与等

- (1) 小・中学校教員、特別支援学校教員、養護教員、学校栄養職員
〈月額給与（おおむね右表のとおり）〉
- (2) 非常勤講師〈時給2,871円（令和3年4月現在）〉

※上記の給与・勤務条件等は令和3年度のもので、

令和4年度以降についてはさいたま市の条例等の
制定又は改正により、変更の可能性があります。

※給与については、採用されたものが大学院・大学新卒者で、1か月以上継続勤務した場合

小・中学校教員 (養護教員)	大学院修了	278,000円
	大学卒	252,000円
特別支援学校 教員	大学院修了	288,000円
	大学卒	261,000円
学校栄養職員	大学院修了	228,000円
	大学卒	214,000円

※令和3年4月1日現在の給料、教職調整額（教員のみ）、地域手当等の合算（概算）